

○ 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱（平成23年5月2日付け23経営第255号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

| 改正後(新) | 現 行 (旧) |
|--|---|
| <p>第2 定義</p> <p>この要綱において、被災農業者等とは、<u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯館村にほ場、事業所その他の事業拠点を有する農業者等のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災（地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の事故の影響を受けている者をいう。</u></p> <p>①・② （略）</p> <p>第3 事業の実施</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業の内容</p> <p>この事業は、次に掲げる事業に対し、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金を交付することを内容とする。</p> <p>① 保証料引下げ助成事業</p> <p>東日本大震災の後、令和4年3月31日までの間に、基金協会が無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、担保及び保証人（同一経営内から保証人を提供する場合を除く。）の提供を受けないもの。以下同じ。）で債務保証の引受けを行えるよう、農業近代化資金等の保証料負担の軽減を図るために必要となる額を補助することを内容とする。</p> <p>② （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第8 補助金の管理</p> | <p>第2 定義</p> <p>この要綱において、被災農業者等とは、<u>特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）にほ場、事業所その他の事業拠点を有する農業者等のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす者をいう。</u></p> <p>①・② （略）</p> <p>第3 事業の実施</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業の内容</p> <p>この事業は、次に掲げる事業に対し、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金を交付することを内容とする。</p> <p>① 保証料引下げ助成事業</p> <p>東日本大震災の後、令和3年3月31日までの間に、基金協会が無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、担保及び保証人（同一経営内から保証人を提供する場合を除く。）の提供を受けないもの。以下同じ。）で債務保証の引受けを行えるよう、農業近代化資金等の保証料負担の軽減を図るために必要となる額を補助することを内容とする。</p> <p>② （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第8 補助金の管理</p> |

基金協会は、第7の規定により交付を受けた補助金（第3の4の事業のために交付を受けた補助金に限る。）について、次の方法により管理するものとする。

- ① 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託
- ② 国債証券、地方債証券又は昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号（農業信用保証保険法第九条第二号等の主務大臣の定める有価証券）に定める有価証券の保有

別記様式 第1号（第4関係）

〇〇年度 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施計画書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事（削る）

（以下略）

別記様式 第2号（第5関係）

〇〇年度 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

基金協会は、第7の規定により交付を受けた補助金（第3の4の事業のために交付を受けた補助金に限る。）に規定する補助金について、次の方法により管理するものとする。

- ① 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預金又は金銭信託
- ② 昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号（国債証券、地方債証券又は農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第9条第2号の規定に基づき、同号の主務大臣の定める有価証券を指定する等の件）に定める有価証券の保有

別記様式 第1号（第4関係）

令和〇〇年度 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施計画書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

（以下略）

別記様式 第2号（第5関係）

令和〇〇年度 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会に
あつては、農林水産省経営局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 (削る)

(以下略)

別記様式 第3号 (第6の1関係)

〇〇年度 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会に
あつては、農林水産省経営局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 (削る)

年 月 日付け 第 号で承認の通知があつた本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱第6の1の規定に基づき承認を申請する。

(以下略)

〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会に
あつては、農林水産省経営局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

(以下略)

別記様式 第3号 (第6の1関係)

令和〇〇年度 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会に
あつては、農林水産省経営局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

令和 年 月 日付け 第 号で承認の通知があつた本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱第6の1の規定に基づき承認を申請する。

(以下略)

附 則 (令和3年3月29日2経営第3036号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 事業実施主体がこの要綱による改正前の農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱の規定に基づき開始した事業については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。